

第2次白山市空家等対策計画 概要版

1 計画の趣旨

本市では、平成28年度に空家等対策計画を策定し、相談体制や補助制度の充実など、空家等対策に取り組んできた。一方で、令和5年に空家等対策特別措置法が改正され、「活用拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」といった対策が強化された。

令和7年度は計画の最終年次であることから、法改正の内容を踏まえ、より実効性のある対策を進めるために空家等対策計画を改定し、これまでの空家等対策に加えて、空家等の適正管理と利活用の促進、管理不全空家等・特定空家等への対応を推進するための基本方針を示す。

2 基本事項

空き家の定義	空家等：おおむね1年以上居住その他の使用実績がない建築物、及び附属する工作物並びにその敷地 管理不全空家等：適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば「特定空家等」に該当するものなど 特定空家等：空家等のうち、放置すれば倒壊等のおそれのあるものや、著しく衛生上有害、景観を損なっているものなど
対象とする地区	白山市全域を対象とする
対象とする空家等の種類	空き住宅や空き店舗などを含む全ての「空家等」を対象とし、空家等が除却された跡地も対象とする。なお、適正に管理されていない空き地についても本計画を準用する
計画の期間	令和8年度から令和17年度までの10年間

3 白山市における空家等対策の課題

(1) 空家等の発生を抑制する取り組み

今後の空家等の発生を抑制するための取り組みが必要

(2) 適正な管理を促す取り組み

利活用につなげるため、所有者に適正管理を促す取り組みが必要

(3) 空家等を利用する取り組み

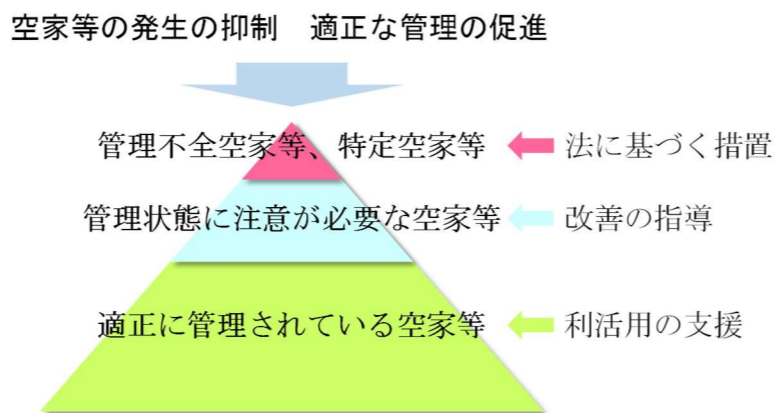
市内には利用可能な空家等が数多くあり、利活用を促すための取り組みが必要

(4) 管理不全空家等・特定空家等に対する取り組み

管理不全空家等・特定空家等に対して法令等に基づき措置を行い、是正を促す取り組みが必要

(5) 連携体制を強化する取り組み

空家等対策を効果的に推進するため、地域の関係機関との連携体制を強化する取り組みが必要



4 空家等対策の基本方針

基本方針	I 予防・適正管理の推進	所有者等による自発的な取り組みを促進
	II 利活用の推進	
	III 管理不全空家等及び特定空家等の問題解決	
	IV 関係機関との連携体制の強化	

5 空家等対策を進めるための施策

I 予防・適正管理の推進

<空家等の予防・適正管理の推進>

(1) 空家等の発生予防

- ① 問題意識の啓発
- ② 土地・建物に関するノウハウの提供
- ③ 新たな制度の創設
- ④ 町会と連携した見守りによる状況確認
- ⑤ おくやみ手続きコーナーでの情報提供
- ⑥ 歴史的・文化的に価値のある建物の保全

(2) 適正管理の周知

- ① 市広報、ホームページによる情報提供
- ② パンフレットの作成
- ③ 適正管理を促す文書の送付
- ④ 周知を行う効果的な方法の検討

(3) 適正管理等に関するノウハウの提供

- ① 適切に管理するためのガイドの作成

(4) 市民への啓発

- ① 適正管理等に関する相談会の開催
- ② シルバー人材センター等との連携
- ③ 空家等に関する各種制度の周知

II 利活用の推進

<空家等の利活用に向けた支援>

(1) 空家等の利活用に対する支援

- ① 利活用を啓発するパンフレットの作成
- ② 関係団体等と連携した利活用の促進
- ③ 空家等活用促進区域設定の検討
- ④ 利活用に係る補助制度の充実

(2) 空き家バンク制度の充実

- ① 市広報、ホームページによる制度の周知
- ② 制度の普及を促進するパンフレットの作成
- ③ 空き家バンク活用物件への補助制度見直し

(3) 空家等の転用に対する支援

- ① 地域住民等の意向を踏まえた転用
- ② 商業施設、滞在体験施設への転用
- ③ 転用を支援する国の事業の活用
- ④ 空家等利活用モデル事業の募集

(4) 空家等の跡地の利活用に対する支援

- ① 跡地の転用に対する支援
- ② 空き家バンク制度による情報提供
- ③ 跡地の利活用を支援する国の事業の活用

III 管理不全空家等及び特定空家等の問題解決

<管理不全空家等及び特定空家等の問題解決に向けた取り組み>

(1) 空家対策法に基づく措置

- ① 積極的な立入調査の実施
- ② ガイドラインに基づく判定
- ③ 独自判断基準の検討
- ④ 措置内容やその履歴のデータベース化
- ⑤ 税制上の措置

(2) 関係法令等に基づく措置

- 建築基準法、消防法、道路法、地方税法、災害対策基本法、豪雪地帯対策特別措置法、白山市環境基本条例

(3) 管理不全空家等・特定空家等の

解消に向けた取り組み

- ① 緊急の対応を要する場合の措置
- ② 除却に関する情報提供
- ③ 老朽空家等の除却に関する補助制度の導入
- ④ 一定の条件を満たした管理不全空家等・特定空家等の除却
- ⑤ 除却を促す制度改正の要望
- ⑥ 財産管理人制度、成年後見人制度の活用

IV 関係機関との連携体制の強化

<連携した取り組みの推進>

(1) 相談体制の充実

(2) 市組織における連携

(3) 関係団体との連携

町会連合会、宅地建物取引業協会、司法書士会、建築士会、空家等管理指定法人 など

(4) 空家等の調査

- ① 実態調査、問題のある空家等の現地調査
- ② データベースの整備

(5) その他の取り組み

- ① 所有者等への意識調査
- ② 関連する計画との整合

